



金 沢 市 公 報

第 2 6 8 2 号

平成23年(2011年)2月14日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (市民参画課)	2
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 事業の廃止について (生活支援課)	3
生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施 術者の施術所の廃止について (")	3
公 告	
金沢農業・農村総合振興計画の変更について (農業総務課)	4
金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業 (第3工区・第4工区)の事業計画の変更につ いて (市街地再生課)	4

金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業 (第3工区・第4工区)の事業計画の変更につ 係る施行地区及び工区並びに設計の概要を表 示する図書の写しの縦覧について (")	5
選挙管理委員会告示	
金沢市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧の場 所について (選挙管理委員会)	5
監査公表	
監査公表(第1号) (監査事務局)	5
公営企業告示	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	7
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について (")	7
公営企業公告	
指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事 業の廃止について (企業総務課)	9

告 示

●金沢市告示第32号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成23年2月14日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場の名称
 - 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 - 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
 - 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 - 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 - 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 - 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
 - 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
 - 金沢市営割出駅前自転車駐車場
 - 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
 - 金沢市営金石バス停前自転車駐車場

- 金沢市営表参道自転車駐車場
 金沢市営十間町自転車駐車場
 金沢市営香林坊自転車駐車場
 金沢市営柿木畠自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 2 保管した自転車等の台数
 自転車 205台
 原動機付自転車 3台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
 平成23年1月1日から同月31日まで
- 4 保管した自転車等の返還を申し出る場所
 金沢市広坂1丁目9番16号
 財団法人 金沢まちづくり財団
- 5 保管した自転車等を返還する日時及び場所
 日時 平成23年2月14日から同年5月13日まで
 午前10時から午後7時まで
 場所 金沢市昭和町633番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第33号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年2月14日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	15台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	5台
豎町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
小坂町地内	自 転 車	1台
安江町地内	自 転 車	2台
広岡2丁目地内	自 転 車	12台
此花町地内	自 転 車	1台
入江3丁目地内	自 転 車	1台
広岡3丁目地内	自 転 車	4台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
 平成23年1月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
 (1) 期間
 平成23年2月14日から同年8月13日まで
 (2) 場所
 金沢市昭和町633番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の

届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年2月14日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前		変 更 後		変更年月日
		町の名称	地 番	町の名称	地 番	
中屋町会	区 域	中屋町	全部	中屋町	全部	平成22年12月20日
				中屋1丁目	全部	
				中屋2丁目	全部	
	代表者の氏名及び住所	中川 孝之 金沢市中屋町東98番地		田中 清志 金沢市中屋1丁目63番地		平成23年1月1日
観音堂東町会	代表者の氏名及び住所	安井 久幸 金沢市観音堂町ル26番地12		浅永 真市 金沢市観音堂町ル26番地7		平成23年1月1日
須崎町会	代表者の氏名及び住所	上野 孝 金沢市須崎町口178番地		西永 章一 金沢市須崎町口217番地		平成23年1月9日
薬師町会	代表者の氏名及び住所	中山 勉 金沢市薬師町二47番地1		広多 清一 金沢市薬師町口111番地8		平成23年1月10日
大河端町町会	代表者の氏名及び住所	中嶋 克也 金沢市大河端町二118番地		鶴居 正弘 金沢市大河端町ホ114番地1		平成23年1月16日
鈴見町町会	代表者の氏名及び住所	滝 吉徳 金沢市鈴見町二37番地		尾崎 満 金沢市鈴見町二24番地1		平成23年1月16日
湖陽町会	代表者の氏名及び住所	小谷 達郎 金沢市湖陽1丁目116番地		吉村 光男 金沢市湖陽2丁目5番地		平成23年1月16日
三ツ屋町会	代表者の氏名及び住所	根布 信秀 金沢市三ツ屋町口69番地		伊藤 栄次 金沢市三ツ屋町イ34番地1		平成23年1月16日
専光寺中町会	代表者の氏名及び住所	中谷 重雄 金沢市専光寺町ワ13番地6		坂江 信二 金沢市専光寺町せ23番地4		平成23年1月23日
東森本町会	主たる事務所の所在地	金沢市南森本町又12番地1		金沢市南森本町ワ19番地2		平成23年1月31日
	代表者の氏名及び住所	北村 幸次 金沢市南森本町又12番地1		伊徳 多四郎 金沢市南森本町ワ19番地2		

●金沢市告示第35号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成23年2月14日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
三馬セイムス薬局	金沢市三馬2丁目252番地 神保ビル101	平成22年12月31日

●金沢市告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定を受けた施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成23年2月14日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		廃止年月日
	名 称	所在地	
原 潤造	赤坂恵比寿接骨院	金沢市笠舞1丁目23番23号 パレット1階	平成23年1月20日

公 告

金沢農業・農村総合振興計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第4条の4第1項第27号口の規定により公告し、当該計画の変更案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成23年2月14日

金沢市長 山 野 之 義

1 金沢農業・農村総合振興計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成23年2月14日から同年3月16日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市産業局農林部農業総務課

2 意見書の提出先、提出方法及び提出期限

(1) 提出先

金沢市産業局農林部農業総務課

(2) 提出方法

持参

(3) 提出期限

平成23年3月16日

金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業（第3工区・第4工区）の事業計画を変更したので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第56条において準用する同法第54条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成23年2月14日

金沢市長 山 野 之 義

1 市街地再開発事業の種類及び名称

種類 第1種市街地再開発事業

名称 金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業（第3工区・第4工区）

2 事業施行期間

平成16年9月29日から平成26年3月31日まで

3 施行地区及び工区

施行地区 金沢市本町1丁目の一部

工区 第3工区・第4工区

4 施行者の名称

金沢市

5 事務所の所在地

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所内

6 事業計画の決定の年月日

平成16年9月29日

7 変更の内容

事業施行期間(変更前)平成16年9月29日から平成23年3月31日まで
(変更後)平成16年9月29日から平成26年3月31日まで

- 8 事業計画において定めた設計の概要の変更についての認可の年月日
平成23年2月7日

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第56条において準用する同法第55条第1項の規定に基づき、石川県知事から金沢駅武蔵北地区第1種市街地再開発事業(第3工区・第4工区)の事業計画の変更に係る施行地区及び工区並びに設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同法第56条において準用する同法第55条第2項の規定により、当該図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市再開発法施行令(昭和44年政令第232号)第2条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成23年2月14日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 縦覧場所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市都市整備局市街地再生課
- 2 縦覧時間 午前9時から午後5時45分まで

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第2号

平成23年1月1日現在で調製した金沢市農業委員会委員選挙人名簿の農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第23条第2項の規定により告示します。

平成23年2月14日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成23年2月23日から同年3月9日までの間、
毎日午前8時30分から午後5時まで

監 査 公 表

●金沢市監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により実施した財務事務監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成23年2月14日

金沢市監査委員 篠 田 健
金沢市監査委員 中 島 秀 雄
金沢市監査委員 玉 野 道
金沢市監査委員 中 西 利 雄

第1 監査の概要

- 1 監査の対象部局及び実施期間

監 査 の 対 象 部 局 等		実施期間
産 業 局	ものづくり産業支援課、クラフト政策推進課、企業立地課、観光交流課、労働政策課 農林部 農業総務課、森林再生課、農業センター 卸売市場 中央卸売市場事務局、公設花き地方卸売市場事務局	平成22年6月4日 、 平成23年1月25日
市 民 局	市民参画課、防災管理課、広報広聴課、市民課、市民スポーツ課、近江町交流プラザ	
環 境 局	環境政策課、リサイクル推進課、環境指導課	
都市整備局	都市計画課、景観政策課、緑と花の課、市街地再生課 土木部 道路建設課、道路管理課、内水整備課、営繕課 定住促進部 住宅政策課、市営住宅課、建築指導課	

2 監査を執行した監査委員

篠田 健、中島秀雄、玉野 道、中西利雄

3 監査の範囲

平成22年度における財務に関する事務（ただし、必要と認められた平成21年度以前の事務を含む。）

4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) その他必要と認める項目

5 監査の方法

財務に関する事務が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査にあたっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

財務に関する事務の執行は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善が望まれる事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、軽微な事項については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

1 収入に関する事務

(1) 債権管理事務

[改善意見（改善が望まれる事項）]

市営住宅使用料について、私法上の債権とされていることから、債権管理のあり方を見直すことが望まれる。

【市営住宅課】

(2) 延滞金徴収事務

[改善意見（改善が望まれる事項）]

市営住宅使用料に係る延滞金の徴収について、財政状況の厳しい折、負担の公平性を確保する観点からも、一層強化することが望まれる。

【市営住宅課】

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第4号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年2月14日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

1 平成22年10月1日から同年12月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 47,150円
 (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 63,390円
 (3) 1トン当たり平均原料価格 48,980円

2 原料価格変動額 14,700円

算式 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格）- 48,980円（1トン当たり平均原料価格）= 14,700円（100円未満切捨て）

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 14,700円（原料価格変動額）/ 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から12.06円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

4 平成23年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 （1箇月につき）	調整単位料金 （1立方メートルにつき）
A表 （1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合）	620円	214円69銭
B表 （1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合）	640円	212円69銭
C表 （1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合）	890円	200円19銭
D表 （1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合）	1,000円	198円36銭
E表 （1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合）	1,650円	193円36銭

●金沢市公営企業告示第5号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年2月14日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成22年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格
 1トン当たり 63,390円

(2) 原料価格変動額 24,600円

算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）- 63,390円（1トン当たり平均原料価格）= 24,600円（100円未満切捨て）

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 24,600円（原料価格変動額）/ 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から50.19円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- (4) 平成23年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	371円11銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	362円1銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成22年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格
1トン当たり 63,390円
- (2) 原料価格変動額 24,600円
算式 $88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 63,390円(1トン当たり平均原料価格) = 24,600円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 24,600円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から50.19円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成23年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	371円19銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	362円9銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成22年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格
1トン当たり 63,390円
- (2) 原料価格変動額 24,600円
算式 $88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 63,390円(1トン当たり平均原料価格) = 24,600円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 $基準単位料金の額 - 24,600円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から50.19円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成23年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	349円96銭

B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	340円86銭
-------------------------------	---------	---------

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成22年10月1日から同年12月31日までの平均原料価格
1トン当たり 63,390円
- (2) 原料価格変動額 24,600円
算式 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) - 63,390円(1トン当たり平均原料価格) = 24,600円(100円未満切捨て)
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 24,600円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から50.19円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。
- (4) 平成23年3月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	393円57銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	384円47銭

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)第6条の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成23年2月14日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所在地	届出年月日
413	北陸チノール 株式会社	金沢市矢木2丁目222番地	平成23年1月19日

平成23年(2011年)2月14日 印刷
平成23年(2011年)2月14日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄